

令和4年度 第1回千曲市教育振興審議会 次第

期日：令和4年7月29日(金)午後1時30分

場所：千曲市役所 4階 庁議室

(委嘱書机上)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会長あいさつ

4 会議事項

(1) 幹事選出

(2) 千曲市のいじめの現状と対策についての説明及び意見の聴取

(3) その他

5 閉 会

千曲市教育振興審議会委員

(敬称略)

氏名	役職等	備考
宮崎 樹夫	【会長】信州大学副学長	(学識経験者)
飯島 稔	千曲市校長会 会長	(上山田小学校長)
小林 克浩	中学校長 代表	(更埴西中学校長)
唐木 文子	更埴PTA連合会 副会長	(更埴西学校PTA)
瀧澤 健太	更埴PTA連合会 副会長	(八幡小学校PTA)
坂田 博	千曲市公民館運営協議会 会長	(生涯学習推進団体)
塚田 訓好	特定非営利活動法人 千曲市スポーツ協会 会長	(スポーツ振興団体)
亀山 正明	千曲市文化芸術協会 会長	(文化振興団体)
久保田 英雄	元県生涯学習文化財課指導主事	(歴史文化学識経験者)
君島 一字	【副会長】一般公募	(公募)
滝沢 祐子	一般公募	(公募)
田島 仁	【幹事】一般公募	(公募)

(任期：令和4年7月29日～令和4年10月31日)

事務局： 教育部長 島田 栄一 教育総務課長 小岩 多美子
 教育総務課 総務係長 小林 永典

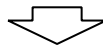
千曲市いじめ問題対策連絡協議会等条例（案）制定について

千曲市教育委員会 教育総務課

1 現 状 認 識

(1) これまでの経緯

- H24. 7月 滋賀県大津市の自殺事案について、報道される
- H25. 2月 教育再生実行会議（内閣総理大臣、文部科学大臣、有識者等で構成）第1次提言「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や態勢を整備する法律の制定が必要」



「いじめ防止対策推進法」の制定（議員立法 H25.6月公布）・施行（H25.9月）

- H29.10月 上記法律（第12条）に基づいて「千曲市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定
- R 4. 5月 令和3年9月21日付、文科省からの「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について」の通知を受けて「千曲市いじめ防止等のための基本的な方針」を全部改定

(2) いじめの現状と課題

○ 令和2年度長野県の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、8,638件（前年度10,198件）であり、前年度より1,560件（15.3%）減少。1,000人当たりの認知件数は38.9件である。

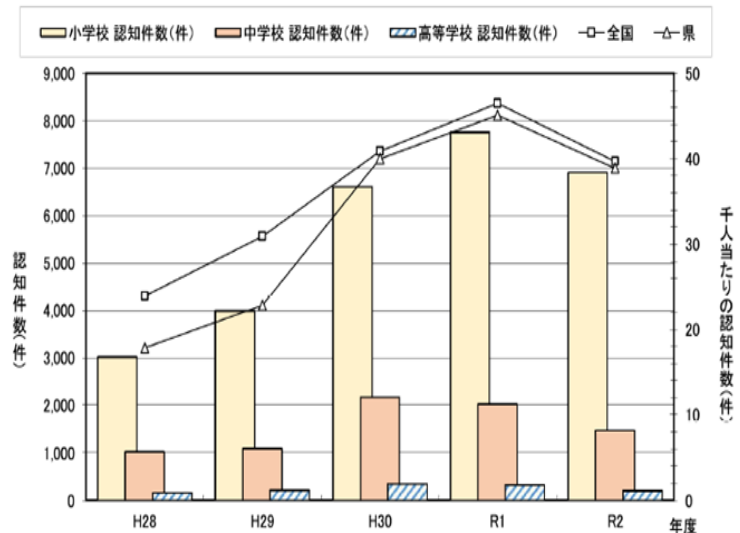
認知件数は、全国と同様に全校種で減少。その背景に、新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒間の物理的な距離の広がりや様々な活動の制限、年間授業日数の減少等が考えられる。また、千曲市における認知件数は、ここ数年増加状況にある。

○ いじめの態様は様々で、インターネットによるいじめの報告は年々増加している。1人1台端末の活用も進んできていることから、インターネットによるいじめを防止するためには、保護者の理解と協力を得ながら、児童生徒が主体的・自主的に取り組むことが必要である。

(3) 条例制定の必要性

「いじめ防止対策推進法」の施行以降、法を踏まえ、国、県、市町村、学校等がいじめ防止等のため対策が進められているが、いじめの防止等に関する意識の向上を図り、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するとともに、重大事態への対応を図るための千曲市いじめ問題対策連絡協議会等を設置する条例を制定することが必要。

1 校種別認知件数及び1,000人当たりの認知件数の推移



2 条 例 (案) の 概 要

(1) 目的

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項を協議する組織を設置し、いじめ防止等のための対策に取り組みます。

なお、重大事態が発生した場合、市教育委員会がいじめの重大事態調査の主体となる場合には、「教育委員会による調査機関」が調査を行います。また、重大事態に対する再調査は、重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長が、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときに行います。

(2) 千曲市いじめ問題対策連絡協議会

設置根拠 いじめ防止対策推進法 第14条第1項

取 組 いじめ防止等に関する機関及び団体相互の連絡調整及び連携推進のために必要な事項の調査及び審議

委 員 数 15人以内（いじめの防止等に関する行政機関の職員、団体の代表者その他教育委員会が必要と認める者）

任 期 2年

(3) 千曲市いじめ問題調査対策委員会

設置根拠 いじめ防止対策推進法 第14条第3項・第28条第1項

取 組 教育委員会の諮問に応じ、重大事態についての調査、審査及び提言

委 員 数 5人以内（学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者）

任 期 2年

(4) 千曲市いじめ問題再調査委員会

設置根拠 いじめ防止対策推進法 第30条第2項

取 組 重大事態に係る調査結果に対する再調査

委 員 数 5人以内（学識経験のある者その他市長が必要と認める者）

任 期 その諮問に係る調査審議が終了したとき

「千曲市いじめ防止等のための基本的な方針」の概要

はじめに

○子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対許さない」という意識をもち、役割と責任を自覚して取り組むことが大切。そのため、いじめ問題への取組は千曲市全体で取り組むべき重要な課題

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

- 教職員が人権感覚を磨くとともに、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう未然防止に努める
- 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりする機会を設けるように努める
- 児童生徒を大勢の大人の目で見守り、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見・早期解決に努める
- いじめが起きたときは、児童生徒の心身の安全を第一に、心情に寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続、いじめ問題を乗り越えることを目指す

◇ いじめの認知

- ・児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても、いじめにつながる可能性のある事象について広く認知の対象とし、組織で対応する。

二 いじめの防止等のための対策

1 市の取組

市で設置するいじめ防止等の対策のための組織

組 織	取 組
千曲市いじめ問題対策連絡協議会 【法第 14 条第 1 項】	・いじめ防止等に関する機関及び団体相互の連絡調整 ・連携推進のために必要な事項の調査及び審議
教育委員会又は学校による調査機関（教育委員会の附属機関）【法第 14 条第 3 項】	・教育委員会の諮問に応じ、重大事態についての調査、審査及び提言
市長による再調査機関【法第 30 条第 2 項】	・重大事態に係る調査結果に対する再調査

次のようないじめ防止等の取組を実施する

未然防止	早期発見	いじめへの対応
○道徳教育や人権教育等の推進 ○児童生徒の発達特性や環境を踏まえた適切な支援を行うためのマネジメント力、指導力の育成 ○児童生徒の主体的活動を促す支援	○きめ細かないじめの認知の取組のための指導・助言 ○相談体制の整備	○学校のいじめ問題の状況把握と支援・指導 ○いじめ問題に対する弾力的な対応
家庭や地域との連携		関係機関・関係団体との連携
○広報・啓発活動 ・人権教育講座 ・P T A連合会による情報モラル教育推進 ・市家庭教育支援条例に基づく施策展開 ○児童生徒を見守る体制の整備 ・放課後児童クラブの運営 ・コミュニティスクール事業の推進 ・適応指導教室設置と運営 ・幼児期からの支援情報の確実な引継ぎ		○法律、医療、心理、福祉の専門的知識及び経験を有する者の活用 ○千曲市いじめ問題対策連絡協議会による連携

2 学校の取組

学校では、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を中核として以下のように取り組む。

未然防止	早期発見の取組	いじめへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの起きにくい学校、学級づくり ・日々の授業の充実 ・児童生徒が主体的に取り組む活動の位置づけと支援 ・体験活動の充実 ・特に配慮が必要な児童生徒への適切な支援 ○いじめは絶対に許さない姿勢の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常活動を通した早期発見 ○相談体制の充実 ・校外の相談窓口の周知 ○自殺予防対策において相談することの大切さを繰り返し指導 ○アンケートやチェックリストの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。組織的な対応に徹する。 ○初期対応を迅速かつ丁寧に行う ・いじめをやめさせ、いじめられた児童生徒を守り通す ・事実の正確な把握 ・いじめた児童生徒への指導 ・保護者への迅速な連絡と連携した支援・指導 ・再発防止に努める ○ネット上のいじめへの対応 ・ICT機器の適切な利用推進及び管理の徹底 ・情報モラル教育の推進と継続

3 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体の連携

保護者は、子どもの教育において第一義的な責任を有することを認識し、子どもが安心して生活できる環境を整え、思いやりの心や規範意識、正義感などを育むことが必要。また、学校は家庭や地域におけるいじめ防止等の取組及び関係機関・関係団体と積極的に連携していく必要がある。

4 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」に基づき、適切に対応する。

市教育委員会及び学校の対応	調査方針及び結果の提供等	市長による対応
<ul style="list-style-type: none"> ○学校は「疑い」が生じた段階で調査を開始 ○不登校重大事態の場合は、重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする ○市教育委員会は調査の主体を判断 ○市教育委員会は、専門的知識及び経験を有する者を人選し、「教育委員会又は学校による調査機関」を組織する。 ○必要に応じて県の「学校支援チーム」を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明 ・調査の目的・目標 ・調査主体 ・調査時期・期間 ・調査事項・調査対象 ・調査方法 ・調査結果の提供 ○市教育委員会及び学校は、個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う ○市教育委員会は調査結果を踏まえて、心理や福祉の専門家の派遣等必要な措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査結果の報告を受け、以下の判断基準により再調査を行う ・調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は調査が十分に尽くされていない場合 ・事前に確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合 ・学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合 ・調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合 ○調査員を再調査時に組織する

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は「いじめ防止対策推進法」「長野県いじめ防止対策推進条例」の施行状況等を勘案するとともに、各学校や地域関係機関・団体等によるいじめ防止等の取組の実施状況を踏まえ、本基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

千曲市いじめ問題対策連絡協議会等条例（案）

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 千曲市いじめ問題対策連絡協議会（第2条―第9条）

第3章 千曲市いじめ問題調査対策委員会（第10条―第13条）

第4章 千曲市いじめ問題再調査委員会（第14条―第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、千曲市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 千曲市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定により、千曲市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（任務）

第3条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体の連絡調整を行うとともに、当該機関及び団体の連携の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進に関し、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議する。

（組織）

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、いじめの防止等に係る行政機関の職員、団体の代表者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 千曲市いじめ問題調査対策委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定により、千曲市いじめ問題調査対策委員会（以下「調査対策委員会」という。）を置く。

(任務)

第11条 調査対策委員会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議する。

(1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査研究に関すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。

(組織)

第12条 調査対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(準用)

第13条 第5条から第9条までの規定は、調査対策委員会について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項、第7条第2項並びに第9条中「協議会」とあるのは、「調査対策委員会」と読み替えるものとする。

第4章 千曲市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第14条 法第30条第2項の規定により、千曲市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(任務)

第15条 再調査委員会は、法第28条第1項の規定による調査の結果に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

(組織)

第16条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、その諮問に係る調査審議が終了したとき、任期も終了するものとする。

(準用)

第17条 第6条から第9条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項、第7条第2項並びに第9条中「協議会」とあるのは「再調査委員会」と、同条中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(千曲市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 千曲市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年千曲市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

情報公開及び個人情報保護審査会の委員			6,300
--------------------	--	--	-------

」を

「

情報公開及び個人情報保護審査会の委員			6,300
いじめ問題対策連絡協議会の委員			6,300
いじめ問題調査対策委員会の委員			6,300
いじめ問題再調査委員会の委員			6,300

」に

改める。

(千曲市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 千曲市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（平成15年千曲市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

情報公開及び個人情報保護審査会の委員

」を

「

情報公開及び個人情報保護審査会の委員
いじめ問題対策連絡協議会の委員
いじめ問題調査対策委員会の委員
いじめ問題再調査委員会の委員

」に改める。